

「木津川市ペット霊園の設置等に関する条例（案）」に係るパブリックコメント実施結果（ご意見内容と市の考え方）

1. 公表期間 令和4年10月7日から令和4年11月7日まで

2. 条例（案）に対する意見の提出結果 2人（8件）

3. ご意見内容と市の考え方

NO	該当箇所	種別	ご意見内容	市の考え方	反映
1	第11条 第1号	要望	設置場所の基準につきましては住居専用地域以外は必要ないものと存じます、ペット葬祭事業は風俗や遊技場とは違い教育についても動物愛護精神上よい影響があり又爆発や炎上する危険性もない施設ですので学校や児童福祉施設や病院や公民館、その他などの場所の禁止と距離規制は全くないものと存じます、尚住宅専用地域での立地禁止だけは必要ですが住居専用住宅との距離規制は50m以下を要望します。	ペット霊園やペット葬祭事業は、飼い主にとって、ペットの供養のため一定必要とされる施設であると認識しています。ペット霊園の設置場所に係る隔離距離については、規定や指針が示されていないことから、他の自治体の条例等を参考にし、生活環境に影響を及ぼす可能性のある範囲を概ね100mとみなして、住宅のほか条例に掲げる施設からの隔離距離として設定しています。	—
2	第11条 第2号	要望	住居専用住宅との距離規制は50m離れていれば予想外の色々な事故が発生しても被害は有り得ませんので50m以内の距離規制を要望致します。	ペット霊園の設置場所に係る隔離距離については、規定や指針が示されていないことから、他の自治体の条例等を参考にし、生活環境に影響を及ぼす可能性のある範囲を概ね100mとみなして、住宅のほか条例に掲げる施設からの隔離距離として設定しています。住居専用地域などの住宅の建築が想定されている地域からの隔離距離についても同様としています。	—
3	第11条 第1号 第2号	要望	ペット霊園の構造設備の基準や火葬施設の基準を設ける事は、衛生上もまた安全上も重要な項目であると思慮します。 しかしながら設置距離(水平距離が100m以上離れる事。)については、衛生面や安全部が基準を満たしている設備に対して、距離の長短に関わらず距離を設ける必要性がありません。 ですから、(1)(2)の削除を要望します。	ペット霊園やペット葬祭事業は、飼い主にとって、ペットの供養のため一定必要とされる施設であると認識しています。ペット霊園の設置場所に係る隔離距離については、規定や指針が示されていないことから、他の自治体の条例等を参考にし、生活環境に影響を及ぼす可能性のある範囲を概ね100mとみなして、住宅のほか条例に掲げる施設からの隔離距離として設定しています。	—
4	第11条 第3号	要望	文化財敷地につきましては距離規制は必要ありませんので距離規制などはしないよう要望致します、尚文化財施設との距離規制は住居同様50m以下を要望致します。	文化財保護法等により指定された文化財の敷地からの隔離距離についても、文化財を中心に形成されてきた近隣住民の生活環境への影響を考慮して、設定しています。隔離距離については、他の施設と同様に100mとしています。	—
5	第20条 第2項 第1号	要望	移動火葬車両に、移動火葬業者の氏名(法人にあっては、その名称)、連絡先及び第18条の規定による許可を受けている旨を容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示すること。 とありますか、同2(3)にある、公衆の目に触れさせないような措置。に矛盾すると思慮します。 したがいまして、表示するのではなく許可を受けている旨を容易に提示出来るように、搭載、携行しなくてはいけない。などの表現の変更を要望します。	第20条第2項第1号では、移動火葬車両に許可を受けている旨を容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示することとしております。また、同条第2項第3号アにおいては、火葬設備への収納又は収骨を行うときは、火葬炉の内部、ペットの死体及び焼骨を公衆の目に触れさせないような措置を講ずることとしています。 公衆の目に触れさせないような措置とは、火葬設備への収納、収骨の際に、火葬炉の内部、ペットの死体及び焼骨に対する措置を指すものです。 移動火葬車両に許可の表示を行うことと、火葬設備への収納等において、公衆の目に触れさせないような措置することは、矛盾することはないものと考えます。	—
6	第20条 第2項 第4号イ 第6号ウ	要望	それぞれの「道路」の削除を要望します。 移動火葬車両の性質上、ご依頼主様が異なるため反復継続して同一の場所で火葬を行う事はほぼありません。 移動火葬車両の場合においても、当然に車両や火葬設備の基準を設	移動火葬を行う場所については、原則として、移動火葬を行う者自らがその場所を所有していること、または、土地の所有者、管理者が火葬を行うことを承諾している土地であることとしていることから、公園、道路、河川その他の公共施設の敷地については、移動火葬を行えない場所としています。 なお、第20条第3項において、(1)反復して移動火葬を行う場所でないこと。のほか(2)移動火葬を行	—

		<p>ける事は安全上も重要な項目ですし、当然ながら反復して火葬をする場所（お預かりした一任や合同の火葬）は所有地であるべきと考えます。また公園や河川、その他の公共施設の敷地内で火葬をする事に制限を設けるべきであると思慮します。</p> <p>ですが上記の該当地以外で安全を確保しながら火葬を執り行う場所は、その性質上「道路」となります。</p> <p>安全上の設置基準や住環境での配慮など必要な基準は重要な事であると考えますが、木津川市民の皆さんが望まれる移動火葬が執り行えなくなっては、条例制定の目的に反し、本末転倒な結果になりかねませんので、「道路」の削除を要望します。</p>	<p>う土地の所有者又は管理者が、移動火葬を行うことを承諾していること。（3）移動火葬を行う場所に隣接する土地の区域内の居住者であって、移動火葬を行う場所が見えるものに対し、移動火葬を行うことを周知していること。（4）移動火葬を行う場所が集合住宅の敷地内であるときは、当該集合住宅の居住者に周知していること。これらのいずれにも該当するときであって、周辺環境への影響が限られる場合は、移動火葬業を行う場所から100メートルの範囲の土地所有者に周知することや移動火葬を行う場所が現に人がいる建造物から100メートル以上の離れている場所であることの規定を適用しないとしています。この場合においては、依頼主の住宅の敷地であれば収納、収骨、移動火葬を行うことができるようになります。</p>		
7	－	要望	<p>地域住民とペット葬祭事業を利用される動物愛護者と事業者の三者にとってバランスのとれた条例制定を要望します、全国的にみて近年でペット葬祭関係条例では1番大きな行政機関である京都市が2015年3月に制定致しました、木津川市に於きましても設置基準を厳しくして新規参入事業者を阻止する条例ではなく、公害発生防止と平穏な生活保障は必然ですが民間の動物事業者同士事業内容の向上の競争により今後木津川市の動物愛護者がより業者選択が出来より良いサービスを受けて又低料金で動物葬祭を利用できる条例制定を業界団体として要望致します。</p>	<p>ペット霊園やペット葬祭事業は、飼い主にとって、ペットの供養のため一定必要とされる施設であると認識しています。ペット霊園の設置等に関する条例(案)については、地域住民の良好な生活環境の保全及びペット霊園の利用者の保護を目的として、一定のルールを定める必要があるとの考えから、条例制定を進めています。</p>	－
8	－	要望	<p>その昔、関東では悪質なペット火葬事業者や霊園などが起こした事件が表面化され、条例の制定を優先して、一部の地域では実態にそぐわない現実的でない条例の施行がされました。</p> <p>それは道路を隔てた隣接市では、住民の皆さんが望まれるペットの火葬が出来るにも関わらず、その市ではペットの火葬が出来ないという、市民の住環境にとっても理不尽で公正とは思えない内容でした。しかしながら、行政にとりましても規制を急ぐあまりに、その時代の判断としてはやむを得なかったと考えています。ですが、今やペットを飼育している世帯の多さや民間に留まらず公共の施設までもがペットと共に存する施設の増加に伴い、社会全体的にペットは一部の環境の世帯だけが飼育することではなくなりました。</p> <p>また、条例の制定に際して、ペット霊園、ペット火葬事業者の実態の把握など、パブリックコメントを募集するなどして、更に場合によっては移動火葬車両の実証なども行い、関西では現実的な条例が施行されて来ました。</p> <p>当社も、関西では初めて条例が制定された大阪府の高槻市や箕面市など、また政令指定都市の京都市の条例の制定の際にも、担当課にご利用者様のお声(意見)を取りまとめて提出したり、それらを基に要望(意見書)をするなどした結果、市民の皆さんの住環境に適したペット</p>	<p>ペット霊園やペット葬祭事業は、飼い主にとって、ペットの供養のため一定必要とされる施設であると認識しています。</p> <p>本条例が制定されましたら、木津川市内において、ペット霊園の設置や移動火葬業を行う場合は、申請を行い許可を受ける必要があります。許可を受けるにあたっては、ペット霊園の設置場所の基準等の許可基準に適合した施設、設備を設置する必要があります。</p> <p>ペット霊園の設置等に関する条例(案)については、地域住民の良好な生活環境の保全及びペット霊園の利用者の保護を目的として、一定のルールを定める必要があるとの考えから、条例制定を進めています。</p>	

		<p>靈園に関する条例が施行されたと考えています。</p> <p>木津川市におかれましても、木津川市民の皆さんの住環境などに適した京都市などの条例を前提にした条例の制定を望みます。</p> <p>なお、当社が否定する立場に 없습니다が、昨今のペット産業、ペット葬祭業界の実態として、違法な行為をする事業者や劣悪な環境の設備の靈園などは淘汰されていると思いますが、所謂ポータルサイト(広告代理店)が問題ではないかと危惧しております。</p> <p>しっかりとした基準を_主的に設けているペット火葬事業者やペット靈園はご利用者様のリピートや紹介など適正な運営を行うべく自助努力をしています。</p> <p>しかしながら、自助努力をしていない事業者は自社での信頼を得る事が出来ず、安易にポータルサイト(広告代理店)に登録します。また、ポータルサイト(広告代理店)はそのWEBサイトのノウハウを活かして広報するので幅広く露出され、多くの方の目につく蓋然性が多く、その為よく理解されずに問い合わせをされるケースなども多いのが現状です。</p> <p>ですが、ペットの事や葬祭、火葬、靈園の事など分からぬコールセンターのオペレーターが受電し、自社で依頼の入らないような事業者に依頼配信するなどのシステムの結果、ご利用された皆様からつらい思いをしたなどという様な相談、ご意見を頂戴する事は珍しくありません。</p> <p>今後のトラブル抑制、問題発生源の抑止の必要のあるシステムと考えますので、是非ともその様なポータルサイト(広告代理店)及びそこに登録している事業者に対しても、【依頼を受けて配信しているだけ】や【受けた依頼にいっているだけ】のような強弁がまかり通らないように、本条例の制定に際して、ポータルサイト(広告代理店)及びそこに登録している事業者に対しても、登録*申請をする様に促がして頂くことが、今後の時代背景並びに木津川市民の皆さんにとっても最善であると考えます事、ご意見申し上げます。</p>	
--	--	---	--